

# サステナ情報開示・保証WG中間 論点整理、公表——金融庁

去る7月17日、金融庁は「金融総額3兆円以上の企業は2027年3月期、②同3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期、③同1兆円未満5千億円以上の企業は2029年3月期からの適用開始を基本とし、サステナビリティ開示基準の適用と第三者保証制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、現時点における同ワーキング・グループ（WG）の議論の状況を整理したもの。

6月27日開催の第8回WG（2025年7月20日号（No.1749）情報ダイジェスト参照）で中間論点整理案に対して聞かれた意見を踏まえて、金融担当大臣からの諮問内容を明記するなどの修正が行われている。本中間論点整理の主な内容は次のとおり。

**サステナビリティ情報の開示**  
プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠した有報作成を義務づける。  
SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、①時価

総額3兆円以上の企業は2027年3月期、②同3兆円未満1兆円以上の企業は2028年3月期、③同1兆円未満5千億円以上の企業は2029年3月期からの適用開始を基本とし、  
③の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き検討する（本年中を目途に結論を出す）。

# のれんの非償却の導入等、検討へ

——FASB、企業会計基準諮問会議

去る7月11日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第54回会合を開催した。

主な審議内容は次のとおり。  
**のれん償却の見直し**

① 本諮問会議での検討  
経済同友会等から、国際整合性の確保、現代のビジネスモデルとの乖離、スタートアップ成長の阻害の要因等の影響を踏まえて、次のテーマ提案がされた。

① のれんの償却とあわせてのれんの非償却を認める選択制を適用する。  
② 現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。

当初2年間はスコープ1・2、ガバナンスおよびリスク管理（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とする。  
保証の担い手はWGで引き続き検討していく（本年中を目途に結論を出す）。

聴取が必要か検討するとした。

委員からは、スタートアップ関係者だけでなく、作成者や利用者、監査法人等幅広く意見聴取をすべきとの意見が聞かれた。また、減損テストの手続や、日本基準で選択制を採用することの妥当性についても検討が必要との声も聞かれた。

② 親委員会の対応

7月24日開催の第551回親委員会では、本諮問会議議長が本テーマについて、主にスタートアップの関係者に意見聴取を行ったうえで、リソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることがASBJに依頼した。

これを受けて、ASBJは、11月開催予定の本諮問会議に向けて、公開の公聴会により、まずスタートアップ関係者から意見を聴取し、幅広い関係者からの意見聴取は可能な限り行うという方針案が示された。

委員から「買取側の意見聴取も必要」との意見が聞かれた。

排出量取引制度に係る会計上の取扱い

経産省から、排出量取引制度の法定化が進められていることを踏まえ、排出量取引制度に係る会計処理の検討が提案された。

事務局は、検討の開示時期および検討の順序はASBJに委ねたうえで、新規テーマとしてASBJに提言することとした。  
第551回親委員会では、次回以降、事務局提案を示し、取り上げるかどうかを検討するとされた。

**連結財務諸表における取扱い**  
学識経験者から、連結財務諸表における取扱いについて次の提案がなされた。

① 連結子会社における親会社株式の売却損益の会計処理の改正  
② 連結子会社における追加取得時のその他の包括利益累計額の会計処理の改正

事務局は、現行の会計基準に課題がある可能性はあるものの、広範な影響があるとはいえないことから、追加の検討を行ったうえで次回以降の本諮問会議に諮ることとされた。

会計

# 期中会計基準等のコメント対応の検討、開始

—ASBJ

去る7月24日、企業会計基準委員会は、第551回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

## 期中会計基準案等へのコメント対応

中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した会計基準等を開発することを目的として、企業会計基準公開草案83号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等が公表され、6月30日

にコメントが締め切られた。今回は、寄せられたコメントの概要の紹介がされた。本基準案の適用範囲および定義の明確化を求める、「6か月ごとより高い頻度で期中財務諸表を作成する場合の固有の取扱い」は不要、などのコメントが寄せられている。次回以降、具体的なコメント対応の審議が行われる予定。

会計

# 予想信用損失適用指針案等の文案、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る7月16日、企業会計基準委員会は、第242回金融商品専門委員会を開催し、金融資産の減損プロジェクトにおける審議を行った。

また、7月24日開催の第551回親委員会でも同テーマについて審議された。

主な審議事項は以下のとおり。

## 文案検討

予想信用損失適用指針案および金融商品会計基準案、金融商

品実務指針案の文案の検討が行われた。

これまでに聞かれた意見を踏まえ、クレジットカード契約もローン・コミットメントの定義に含まれるよう、「当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約(貸出コミットメント等)」とするなどの修正が行われた。

## その他の基準改正

予想信用損失適用指針案で一

## ポジティブ・メンタルヘルズ

# みるみるうちにみるちからがつく

メンタルクリエイター 江口 毅

美術館学芸員の鈴木有紀氏が著した「教えない授業」に衝撃的な内容が書かれていました。ムンクの『叫び』という作品をみて「どう感じますか?」と日本人に問いかけたら、「あつ、知ってる、ムンクでしょ?」、「『叫び』ですよね」などの反応か、絵の顔真似をする人がかりだったようです。一方で、ムンクの出生地で同様の問いを投げかけたら、各々が各々の表現で「感じたこと」を述べたようです。

「どう感じますか?」と問われているのに、「知っていること」を答えるのは、知識に重きを置き、鑑賞する力や感じる力が著しく低下しているというところなのでしよう。確かに、美術館に行くこと、絵を一瞥するだけで解説のほうを熱心に読んだり、写真を撮って立ち去ったり、立ち止まることなく出口まで向かったりする人ばかりですから、多くの人は鑑賞していないのでしよう。じつくり観ることも考えることも感じることも反芻することもしないで、何のたに美術館に行くのでしうか。美しいものを美しいとさえ思えず、わからないものをわからないとさえいえなくなってしまうのでしうか。

私たちは、感じる力を取り戻し、感じたことを言葉で表現できるようにするために、「みる力」をつける必要があります。「みる力」には「見る」、「観る」、「診る」、「看る」の5種類があります。芸術鑑賞に関係するのは「見る」、「観る」、「診る」です。この3つの「みる力」をつける必要があります。まず行うべきは「見る」です。芸術作品を前にして、少なくとも3分間は見続けます。自分が気になったところをみて、その後隅々までみて、最後に全体を眺めます。このように対象に関心を持つ力を養います。これは意外と大変なようで、実際に行うと3分も持たずに目を逸らしてしまう人や集中力が途切れてしまう人が何人か出ます。次は「観る」です。自分が見落としていたかもしれない細かいところに目を向けます。これによって、知らずにフィルターを通してみてしまっていることに気づくことができます。最後は「診る」です。作品のなかで起こっていることに気づいたり、そこにある物語を想像したりすることで、深い鑑賞ができます。また、感じたことを反芻することで、作品を深く味わうことができます。このようなプロセスで芸術作品を鑑賞することで、「みる力」をつけることができます。そしてこの「みる力」は「コミュニケーション」にも応用できます。「見る」ことによって、相手のことを「知っている」から「関心を持つ」や「理解しよう」と努める「に変える」ことができます。「観る」ことによって、過去の経験や思い込みなどのフィルターを通していたことに基づき、フラットな態度で相手と向き合うことができます。「観る」ことによって、相手の気持ちを想像したり、反射的ではない慎重な判断をしたりすることができるようになります。「コミュニケーション」という言葉は気軽に使われていますが、実は大変胆力のいることです。じつくりと相手を見る胆力、思い込みや偏見を排除する胆力、相手の立場や気持ちをとことん想像する胆力が必要です。芸術鑑賞などを通じて「みる力」を養っていくと、それらの胆力をつけることができます。胆力がついてくれば、互いに理解しあい、尊重しあえる心地よい「コミュニケーション」ができるようになっていくのでしう。

般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の債権区分をなくすことに伴い、時価開示適用指針における「破産更生債権等」に代えて「信用減損債権」を用いる。

収益認識会計基準等では、契約資産について予想信用損失モデルが適用され、開示も含めて予想信用損失適用指針における債権の取扱いに準じて取り扱う旨等を結論の背景に記載する。

リース会計基準等では、リース投資資産はリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理する旨を金融商品会計基準およびリース会計基準等の結論の背景において記載する。

専門委員から異論は聞かれなかったが、第551回親委員会では「時価開示適用指針で、注記として『破産更生債権等』を残すニーズがあるか議論しては」との意見も聞かれた。

## 会計

# バーチャルPPPAにおける開示・会計処理に関する論点、検討

ASBJ、実務対応専門委

去る7月23日、企業会計基準委員会は、第170回実務対応専門委員会を開催した。

前回（2025年7月20日号（No.1749）情報ダイジェスト参照）に引き続き、バーチャルPPPAに係る会計上の取扱いについて、実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に寄せられたコメントへの対応について審議が行われた。

また、7月24日開催の第551回親委員会でも同テーマについ

て審議された。

主な審議事項は次のとおり。

### 開示に関する論点

事務局は、非化石価値を自己使用目的で取得するという公開草案の範囲では、特段の開示を求めないこととしていた。

これに対して、主に①企業の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項がある場合は追加情報として開示すること、②開示の要求事項を会計基準に定める必要がないことと、

開示の要求事項が会計基準に定められたうえで重要性の観点から各社が開示不要と判断することとは別の論点である、というコメントが寄せられた。

これを踏まえ、事務局は「開示に関する定めは設けない。ただし、財務諸表全体の観点から重要な場合には、追加情報として開示する旨を確認する」とする対応案を示した。

専門委員および、第551回親委員会において、賛意が聞かれ、「検討の経緯をコメント対応表だけではなく、結論の背景に記載すべき」との意見が聞かれた。

### 会計処理に関する論点

事務局は、原則として発電時点において会計処理を行うことを本文に明記すること、「合理的に見積ることが可能」という表現を「信頼性をもって測定できる」という表現に変更すること、非化石価値を受け取る権利に係る費用の認識と後発事象の関係を結論の背景に記載することを提案した。

専門委員および、第551回親委員会では、おおむね賛意が聞かれた。

また、事務局は、需要家が親会社や子会社、関連会社に非化石価値を融通する場合の会計処

理については、全体像をみてあらためて検討するとした。

## 国際会計

# ISSB基準適用時の産業別ガイダンスの利用に関する教育文書、公表——IFRS財団

去る7月10日、IFRS財団は、『IFRSサステナビリティ開示基準（ISSB基準）を適用する際のISSBの産業別ガイダンスの利用』（Using ISSB Industry-based Guidance when applying ISSB Standards）と題された約20ページの教育文書（以下、「本教育文書」という）を公表した。

ISSBの産業別ガイダンスは、産業別の開示トピックと指標を示すものであり、本教育文書はISSBの産業別ガイダンスについて主に次の3つの事項についての説明を示している。

- ISSBの産業別ガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならぬ」(shall refer to and consider the applicability of) というISSB基準の要求事項（IFRS S1号55項(a)、IFRS S2号12項など）
- ISSBの産業別ガイダンスを適用するうえでの考慮事項
- ISSBの産業別ガイダンスを利用した方法についての開示（IFRS S1号59項、74項など）

本教育文書は、ISSB基準の要求事項を追加・変更するものではないが、関係者によるISSB基準の理解を支援するために作成されており、ISSB基準を適用する場合の、「SASBスタンダード」および「IFRS S2号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」（以下、両者を「ISSBの産業別ガイダンス」と総称）の役割について説明している。

IFRS財団は、ISSBが7月3日に公表したSASBスタンダードの修正を提案する公開草案を関係者が検討するうえでも、本教育文書が有用であるとしている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年7月17日	サステナビリティ情報開示・保証業務特別委員会「サステナビリティ情報開示・保証のあるべき姿の検討—サステナビリティ情報の信頼性確保に向けて—」	JICPA	わが国でもサステナビリティ情報の開示や保証のあり方について検討が進むなか、資本市場において投資家が必要とするサステナビリティ情報を前提に、サステナビリティ情報開示および保証のあるべき姿について議論し、あわせて公認会計士・監査法人が果たすべき役割について検討した結果を取りまとめたもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250717yxw.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250717yxw.html</a>
2025年7月22日	監査役スタッフ研究会(本部)「基本業務のポイントと近時のトピックを巡る事例研究」	監査役協会	監査役監査の最前線で活動する監査役スタッフが、実務経験に根差した知見を共有・進化させることを目的に、研究結果をまとめたもの。監査の基本業務や、近時のデジタル技術の進化や変化する規制環境に対応するため、実務事例を交えて解説している。 <a href="https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/ns202507222.pdf">https://www.kansa.or.jp/wp-content/uploads/2025/07/ns202507222.pdf</a>

金融

## 物価上昇下でも緩和を維持する 日銀の慎重姿勢

2025年7月23日に「最近の金融経済情勢と金融政策運営」と題して高知市内で行われた内田日銀副総裁の講演では、わが国経済について「一部に弱めの動きもみられる」としながらも、緩やかな回復が続いているとの認識が示された。実質GDP成長率は2025年度がプラス0.5%、2026年度がプラス0.7%と見込まれており、足もとの物価についても、本年6月の生鮮食品を除く消費者物価指数は前年比プラス3.4%、エネルギーも除いたコアコア指数でもプラス3.3%と、高めの水準が続いている。

背景には、輸入米などの食料品価格の再上昇や、労働需給の引き締まりを反映したサービス価格の底堅さがある。加えて、2025年春闘では賃上げ率が5.25%となり、1991年以来の高水準を記録した。企業の価格転嫁姿勢にも変化がみられ、消費者物価の先行きは、従来の見通しよりも強含みで推移する可能性が否定できない。日銀は6月の金融政策決定

証券

## 日米関税交渉、早期妥結はサプライズ

7月23日、東京株式市場では株価が大きく反発、日経平均は前日比1,400円、3.5%上昇し、1年ぶりに41,000円台を回復した。これは同日朝、日米関税交渉が相互関税15%とすることで決着したという情報

が到来、それを大歓迎したものであった。日米関税交渉は、トランプ米大統領が貿易相手国に仕掛けていく関税合戦の一環であるが、日本の対米貿易交渉の行方が注目されてきた。トランプ氏は8月1日を期限として、期限までに交渉が成立しなかった相手国には引き上げた関税率を発動すると公表していた。そして、日本の相互関税率は7月に24%から25%へ引き上げられた。対米貿易相手国では標準的なレベルといえるものの、それまでの米政権の対日姿勢、石破首相の国益を害することはしないという言動から、交渉妥結は容易でないだろうと思われる。一転、日本は交渉妥結、相互関税率を15%とした。交渉妥結

のタイミングと相互関税率15%へ引下げはマーケットサプライズといえ、東京株式市場が沸いたのも無理はない。

トランプ関税交渉の先頭を切る日米の交渉妥結は、アジア、欧州各国にとっても嬉しい誤算であったらしく、世界同時株高が日本から世界へ駆けめぐった。日本に続いてEUも相互関税率15%（これまで米側は30%を示唆していた）で交渉妥結見通しが伝えられた。株式市場はデイル上手を自負するトランプ氏の交渉術が理解できるようになったといえよう。株価上昇はその自信の表れかもしれない。しかし、これからも世界の株価上昇が持続するとは思えない。日本の場合、相互関税率をいったん25%に設定したため、15%というのはサプライズにみえるかもしれない。4月から発動している相互関税10%分の効果で、すでに自動車輸出の減少が始まっており、さらにこれから上乘せ分が加わる。関税の重圧はこれから本番であることを覚悟しなければならぬだろう。